平成１５年９月第３回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目　　次

招集告示 …… 1
会　　期 …… 1
応招議員・不応招議員 …… 2

１０月８日（水）
○議事日程 …… 3
○出席議員・欠席議員 …… 4
○説明のための出席者 …… 4
○事務局職員出席者 …… 4
○開会及び開議の宣告 …… 5
○議長のあいさつ …… 5
○管理者のあいさつ …… 5
○議事日程の報告 …… 6
○日程第１、会議録署名議員の指名 …… 6
○日程第２、会期の決定 …… 6
○日程第３、諸報告 …… 6
○日程第４、平成１４年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について（議案第８号） …… 7
○日程第５、平成１５年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第１号）を定める件（議案第９号） …… １８
○日程第７、一般質問 …… ２０
○議長のあいさつ …… ２８
○管理者のあいさつ …… ２９
○閉会の宣告 …… ２９

○　招　集　告　示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第１９号

平成１５年９月第３回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成１５年９月８日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者　　伊　利　　仁

記

１　期　　日　　平成１５年１０月８日

２　場　　所　　坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会　　期

平成１５年１０月８日　１日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１３名）

１番	森田正男君	２番	山中基充君
３番	滑川光彌君	４番	田原教善君
５番	吉岡修二君	６番	大曽根英明君
７番	塘永真理人君	９番	井上勝司君
１０番	西村武次君	１１番	中島常吉君
１２番	榊原京子君	１３番	高橋信次君
１４番	藤原建志君		

不応招議員（１名）

８番　小寺由香子君

平成１５年９月第３回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会　第１日

○議事日程（第１号）　平成１５年１０月８日

日程第１、会議録署名議員の指名について

日程第２、会期の決定について

日程第３、諸報告

⑴現金出納検査の結果について（監査報告第３号）

⑵議事説明者について

日程第４、平成１４年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について（議案第８号）

日程第５、平成１５年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第１号）を定める件（議案第９号）

日程第６、一般質問

午前１０時開会

出席議員（１３名）

１番	森田正男君	２番	山中基充君
３番	滑川光彌君	４番	田原教善君
５番	吉岡修二君	６番	大曽根英明君
７番	塘永真理人君	９番	井上勝司君
１０番	西村武次君	１１番	中島常吉君
１２番	榊原京子君	１３番	高橋信次君
１４番	藤原建志君		

欠席議員（１名）

８番　小寺由香子君

説明のための出席者

管理者	伊利仁君	副管理者	品川義雄君
収入役	池畑勝一君	監査委員	菅沼明之君
事務局長	田中浅男君	事務局次長	柳沢弘君
事務局次長	中河渡君	事務局次長兼総務課長	金子久夫君
業務課長	森田進一君	建設課長	新井邦男君
建設課主席主幹	紫藤清君	管理課長	杉田泰明君
水処理センター所長	吉田文夫君		

事務局職員出席者

書記	岡安文雄	書記	髙山淳
書記	宇津木優明		

◎開会及び開議の宣告　（午前１０時００分）

○議長（田原教善君）　現在の出席議員13人、欠席議員１人であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成15年９月第３回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議長のあいさつ

○議長（田原教善君）　開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成15年９月第３回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、ご多用の中、早朝よりご出席を賜りここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。心から御礼申し上げます。

本日は、平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてのほか重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただきまして、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

◇

◎管理者のあいさつ

○議長（田原教善君）　管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利　仁君）　議員の皆さん、おはようございます。

10月に入りまして、あすはもう既に暦の上では寒露を迎えます。朝夕はめっきり涼気を感じるところとなったところであります。本日はここに、平成15年９月第３回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜りまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のためにまことにご同慶にたえぬところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も第３四半期に入ったところでありますが、引き続き下水道普及促進並びに各種下水道事業の運営に鋭意努力をしているところでありますので、議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご協力をお願い申し上げる次第であります。

本日ご提案申し上げます議案は、平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定についてのほか、いずれも重要案件でございます。何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますように心からお願い申し上げ、ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（田原教善君）　書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。

髙山書記。

○書記（髙山　淳君）　（議事日程朗読）

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（田原教善君）　ただいまから本日の議事に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

12番　榊　原　京　子　議員

13番　高　橋　信　次　議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（田原教善君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（田原教善君）　ご異議なしと認めます。

よって、平成15年９月第３回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日１日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○議長（田原教善君）　日程第３、諸報告をいたします。

監査委員から、平成15年５月から７月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田原教善君）　日程第４、平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について（議案第８号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利　仁君）　ただいま議題となっております議案第８号　平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について提案の理由を申し上げます。

平成14年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算につきましては、去る７月22日に監査委員さんに審査をお願いいたしましたところ、いずれも計数的に正確であり、かつ内容も正当なものと認められましたので、その意見書並びに行政報告書を付して、議会の認定をいただきたく提案いたした次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご認定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田原教善君）　これより本案に対する内容説明を求めます。

歳入及び歳出に係る説明を求めます。

最初に、金子事務局次長。

○事務局次長（金子久夫君）　（内容説明）

○議長（田原教善君）　次に、新井建設課長。

○建設課長（新井邦男君）　（内容説明）

○議長（田原教善君）　次に、吉田水処理センター所長。

○水処理センター所長（吉田文夫君）　（内容説明）

○議長（田原教善君）　最後になりますが、杉田管理課長。

○管理課長（杉田泰明君）　（内容説明）

○議長（田原教善君）　これより質疑に入ります。

７番、塘永真理人議員。

○７番（塘永真理人君）　幾つかお尋ねします。

最初に、予算の執行率なのですけれども、この予算の執行率は国の景気対策による前倒しの話もあったわけですけれども、総体的には歳入93.0％、前年度98.5％と比べて5.5％のマイナスと。歳出84.3％、前年度91.3％と比べて７％マイナスとなっているわけです。これらの要因についてお聞きしておきたいと思います。

それから、収入未済額についてですけれども、収入未済額については、前年度と比較して額で2.36倍、前年度が１％であったのに対し、平成14年度は136％の増となっております。この要因。また、その内容として、若干報告がありましたけれども、受益者負担金の収入未済額は、これが負担金は1,400万円の補正があった中で、対前年度比、額で121倍で21％ふえているわけです。一方、下水道使用料は、対前年度比0.7倍で、マイナス21％、地域し尿処理施設の使用料は0.9倍でマイナス12％、こういう状況になってい

るわけですけれども、この辺の内容と見解について。

さらに、使用料とのかかわりでは、収納率が95.1％で、前年度94.4％より0.7％上回ったわけですけれども、これの徴収の内容というか実態についてお聞きしておきたいと思います。

それから、不納欠損についてです。不納欠損額800万224円は、使用料の欠損処分ということですけれども、前年度比4.9倍、額で635万1,870円、385％の増となっておるわけです。そして、下水道使用料と地域し尿処理施設使用料の不納欠損額の内容としては、所在不明が平成13年度600件だったのが、平成14年度は885件、死亡については、前年度29件が59件、とりわけ会社倒産に至っては、前年度が６件だったのが、平成14年度は30件となって、その額面では平成13年度は26万7,540円であったのが、平成14年度ではその約21倍の551万9,162円になっているわけであります。このように、平成14年度の内容が対前年度比で大きな変化が見られる要因についてお聞きします。

以下、款ごとに幾つかお尋ねします。決算書５ページですけれども、款１項１目２事業費負担金ですが、処理場維持管理費における坂戸、鶴ヶ島両市の負担金、そして終末処理場建設事業費、都市基盤整備公団の負担金が、当初5,000万円が決算で3,479万9,857円と約1,600万円ほど減額されているわけですが、これらの内容について説明しておいていただきたいと思います。

それから、11ページ、款２項１節１下水道使用料ですけれども、収入未済額と不納欠損とのかかわりで何点かお聞きしていますが、さらにこの使用料における消費税はどのくらいになっているのかお尋ねします。

それから、歳出です。不用額は予算現額との比較でその比率は減少傾向を示しているわけですけれども、前年度と比較すると、その額では平成14年度２億5,362万7,436円で、947万6,708円、3.8％ふえているわけです。こういった不用額の年度内の有効的な運用についてはどのように対応してきたのかお聞きしておきます。

それから、30ページです。款３項１目２節27公課費で、消費税及び地方消費税1,093万4,300円が計上されているわけですが、歳入における若干説明もありましたが、雑入、消費税及び消費税還付金とも関連して、積算根拠といった内容、あるいは本組合と消費税義務のかかわり、こういった内容について少し説明しておいていただければというふうに思います。

33ページ、款３項２目２都市下水路維持管理費との関連で、都市下水路における水質検査についてはどのように対応されておるのかお聞きします。

最後に、41ページですけれども、款４項１公債費の将来的推移とピーク年度について改めて示していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（田原教善君）　金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君）　お答えいたします。

まず、執行率の関係でございますが、これは先ほども説明させていただきましたが、14年度におきましては国の景気対策として前倒しが行われ、補正を行ったわけでございます。その補正分をそのまま繰り越しを行ったわけでございまして、その前倒し分といたしましては、事業費としまして４億1,800万円、そのうちの国費分として１億7,900万円、それと先ほどありましたが、大谷川の都市下水路の築造工事の委

託等の関係が繰り越しをさせていただきまして、8,257万6,000円に対しまして国庫支出金が1,917万6,280円でございました。これらのものが主な要因ということで歳入歳出とも執行率が落ちている、収入済額も落ちている、未済額となっている原因と考えております。

それと関係するところでございますが、公団の関係でございます。終末処理場の建設事業費の都市基盤整備公団負担金が当初の予算5,000万が3,479万9,857円となっておるわけなのですけれども、これにつきましては、行政報告書の23、24ページにも記載させてございますが、平成14年度に入西開発の事業につきましては、すべて終了いたしまして、解散を行ったと、それで清算を行ったと、そういうことでございます。その最後の年度ということでございまして、入西ポンプ場の改良分、促進事業として残った分でございますが、それを一部行いました。それと、周辺環境の整備ということで、これは石井水処理センター西側の道路、あとは片柳の集会所等の事業分として公団から負担をいただいた分でございます。あくまでもこれは執行残ということでございまして、公団との協定につきましては、実施した額について、それの負担分でいただくということになっておりますので、残額については執行できなかった分、執行残、請負残という形になっております。

負担金で運営されている消費税の関係です。先に話させていただきますが、現在の消費税法におきますと、事業者が行った資産の譲渡等には消費税を課すということになってございます。また、消費税法では、地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業、あるいは特別会計を設けて行う事業については、各会計ごとに一つの法人が行う事業とみなして、この法律の規定を適用するということでございます。したがいまして、当組合の事業につきましても、この定義に該当しておりまして、法人が行う事業とみなされ、民間と同様に原則課税団体となってございます。今回組合の収入の関係でございますが、主に使用料が資産の譲渡等に該当しておりまして、支払いにおいては事業費、委託料、工事請負費等が該当することとなっております。

消費税の申告の方法でございますが、地方公共団体の一部特例がございますが、収入において預かった消費税から支出において支払った消費税を差し引いた額が申告額ということでなっております。今回雑入ということで還付がありましたが、それにつきましては、平成13年度までですけれども、当組合の使用料のほかに両市の負担金等で当組合の事業は運営されてございます。その使途が今までは特定できるかどうかというところで判断が分かれていたわけでございますが、今までは使途が判断できないということで案分でやっていたところが、これは税務署の指導でございますので、指導で案分でやっておりました。それが去年の10月に税務署の調査が入りまして、一応使途がはっきりするというようなことがありまして、特定できるということで、５年間さかのぼって還付を受けたものでございます。これは雑入という形でさせていただきました。

不用額の年度内の効率的な運用ということでございます。基本的には予算を適正に執行した結果といたしまして執行残となったものでございます。なお、不用額につきましては、両市とも相談いたしまして、翌年度の財源に充てております。不用額の運用ということでございますが、当組合では下水道整備費用に充てるため、下水道整備基金設置条例を設けてございます。両市とも厳しい財政状況でありまして、また水処理センター等の施設故障に対処するため、緊急時に両市の財源を当てにすることなく、自前の財源として整備することが必要と考えておりまして、下水道整備基金への積み立て、あるいは次年度への財源に

充てるということで考えております。

公債費の関係でございますが、公債費のピークにつきましては、今回の事業認可のこれは平成20年度まででございますが、処理場の増設等がございますので、およそ平成19年度がピークになるのではないかと考えております。公債費額といたしましては、およそ194億円となると予想されております。

以上でございます。

〔「使用料による消費税の額」の声〕

○議長（田原教善君）　杉田管理課長、答弁。

○管理課長（杉田泰明君）　都市下水路の水質検査の関係についてお答え申し上げます。

飯盛川、大谷川、両都市下水路につきましての水質検査につきましては、坂戸市、鶴ヶ島市両市で行って、これを公表しているところでございます。しかし、当組合でも都市下水路の管理ということではなく、処理場の管理という観点から、処理場の放流箇所、上流及び下流につきましての水質検査を県の指導に基づきまして年に４回実施している状況でございます。なお、大谷川につきましても参考として上流、中流、下流の３点で年２回実施してございます。

以上でございます。

○議長（田原教善君）　次に、森田業務課長、答弁。

○業務課長（森田進一君）　それでは、収入未済額について答弁させていただきます。

まず、収入未済額の率の増減の理由でございますけれども、まず受益者負担金21％の増、前年度収入済額が182万6,840円に対しまして38万2,980円の増となっております。現在の決算額の収入未済額につきましては220万9,820円、未済額の現状といたしましては、まず一つは、分割納付期間中に受益者が死亡したという形で相続が発生している状況になっています。続きまして、分割納付、これも分割納付なのですけれども、建物、土地等につきまして法律上競売がかけられているというような状況もございます。続きまして、これも分割納付の期間中でございますけれども、所有者の所在が不明な状態というような状況になっております。もう一つは、市外の受益者、構成市以外の受益者の所在が、住民票等取り寄せても、それについて現状は不明だというような状態になっておりまして、これにつきましては、相続関係につきましてはほぼ終了、受益者が確定しまして、相続人が確定しましたので、これにつきましては取れる状況になってきましたけれども、今後引き続き現地の調査、あるいは関係市と連絡をとりまして、追跡調査を実施していきたいというふうに考えております。

15年度に入りまして、15年の９月30日現在での未納額につきましては、23件中78万2,990円の未納になっております。現在の未納額が78万2,990円、あと17件の引き続き戸別訪問、あるいは早期納入についてお願いしているところでございます。

年度別にいたしますと、現年度14年度につきましては66万1,920円、これにつきましては相続等でございます。あと12年度が１万930円、13年度につきましては11万140円で、合計いたしまして78万2,990円の現在の未納状況でございます。

続きまして、下水道使用料でございますけれども、これの収入未済額21％減というような形になっておりますけれども、3,822万1,147円という形で収入未済になってございますが、そのうち決算書に記載してありますけれども、未還付分が33万122円、実質の未済額につきましては、3,855万1,269円の未済になっ

てございます。これにつきましては21％の減というようなご質問でございますので、それにつきましてご答弁申し上げますが、収入未済の下回った理由といいますと、収入済額が増になった理由というふうな形で答弁申し上げますが、現時点につきましては、滞納対策として、14年度から職員の意識改革を行いまして、特に坂戸市への職員の派遣、税関係の事務について専門的な知識を習得しております。これらの職員の意見を取り入れまして、滞納者の戸別訪問、それから戸別訪問に対しまして交渉記録、それから滞納者への訪問を以前は年３回なり４回を実施していたのですが、それにつきましては12回、毎月実施するというような方向で実施いたしました。それで、滞納宅への訪問につきましては、昼間、これは時間内です。それから夜間、それから土、日を含めまして毎月実施したわけでございます。ただ、費用的にかなりかかりますので、それにつきましては管理者決裁に基づきまして、時差出勤を実施いたしまして、約80時間等の軽減を図りながら、この滞納対策に対して実施したものでございまして、収納率が上がったというふうな、0.7％上がったというような形で理解しているところでございます。

現状の収入未済につきましてでございますが、15年の８月末現在でございますけれども、公共下水道の未済額につきましては、3,046万5,103円というような形でございまして、地域し尿処理施設につきましては、125万5,000円の収入未済となっております。さらに未済の未納者に対しての追跡調査を実施していくわけでございますけれども、年度ごとの最終収入率というふうなことでご答弁申し上げますけれども、特に収納率につきましてはかなり99％台の収納、５年間の時効までの収納率につきましては、そういう状況になってございますので、よろしくお願いしたいと思います。

不納欠損の800万224円でございますけれども、前年度4.9％、額にいたしまして635万1,870円でございますけれども、これにつきましては、公共下水道使用料につきましては所在不明でございまして、それと他の市町村に住民登録がなくて所在不明、それと住民登録がどこにもない、それから外国に行って所在が不明というような所在不明の内容になっております。それと、本人が死亡という形で相続が不明という形になっております。それから、会社倒産等でございまして、すべて財産が売却されて配当がないと、それから事業不振のため、納付が不能と、それから担税能力がないという形で、長期病気療養中、それから母子家庭、失業中、それから老齢者、あるいは病弱者、それから職業を定着せず、生活が著しく貧困というような形で不納欠損の方をさせてもらいましたが、要因といたしましては、特に会社倒産等、競売等をかけられまして配当金がないというような状況になってございます。

それから、最後に消費税の額でございますけれども、公共下水道の収入済額の中に消費税は幾らかという質問でございますが、4,159万9,354円というふうになっております。

以上でございます。

○議長（田原教善君）　７番、塘永真理人議員。

○７番（塘永真理人君）　いろいろご答弁いただきましてありがとうございます。

議案が配付されるのと一般質問通告締め切りの日時との関係や、意見を述べながらの賛成討論の機会もありませんので、これらを踏まえての要望と再質問をさせていただきますので、議長さん、よろしくお願いいたします。

執行率については、執行部としては決算に出てきている数値とは違って、本来の執行率は内容的には国の景気対策等の前倒し事業等で、実際は歳入歳出とも執行率は数値的に変わってくるというような内容で

の答弁だったかと思いますけれども、もしそうであるとすれば、歳入歳出各何％ぐらいにこの前倒しとの関連で考えればなると考えておられるのかお聞きしておきたいと思います。

それから、収入未済額についてですが、現状も答弁いただきました。いずれにしても職員の徴収努力に敬意を表します。不納欠損についてですけれども、対前年度比が大きな変化をしている要因について質疑したわけですが、死亡、所在不明等はともかくとして、答弁にもありましたけれども、会社倒産、あるいは生活が著しい内容、こういった事件に対しての下水処理サービスの中止です。本来この下水道サービスは一日も欠かすことはできないという内容を持つわけですけれども、こういった会社倒産、生活が著しい状況、こういった事件に対して下水処理サービスの中止についてはどのような考えというか、基準を持って対応しているのかお聞きしておきたいと思います。

もう一点は、担税力なしなのですけれども、これは平成14年度は24万2,219円、28件というふうに出ているのですけれども、平成13年度の数字がちょっとわからないので、参考までに14年度の担税力なし28件は前年度と比べてどうだったのか教えていただければというふうに思います。

それから、終末処理建設事業費、都市基盤整備公団の負担金との関連で、私どもはこれまでもいわゆる大型開発、市街化に当たっての下水道導入による両市の財政硬直化、後年度負担の増大、これらによって発生する問題に危惧をし、警告もしてきたところですけれども、都市基盤整備公団の一連の関係事業に対する負担金が、平成14年度約3,480万円によって、答弁からお聞きしたのは、ほぼ完了、清算されたというふうに受け取っていいのかというふうに思うわけですけれども、もしそうであれば、これを契機に新たな市街化に対する下水道事業のあり方については、両市の財政、ひいては住民負担に重圧をかけないことを踏まえて対応していただくよう要望しておきます。

それから、使用料に基づく消費税は約4,560万ぐらいですか、ということです。消費税に対する私どもの立場は、何よりも所得の少ない人に重くのしかかる逆累進性を本質とする最悪の不公平税制だということ、それから税を価格に転嫁し切れず、身銭を切って納税をしている多くの中小零細企業にとって、営業破壊税そのものであること、しかも消費税導入から15年間の消費税収入の累計は136兆円に上りますけれども、法人三税の税収は、大企業のための減税が繰り返されてきたために、131兆円も落ち込んでいるわけです。つまり、消費税のほとんどそっくりが、法人三税の減収の穴埋めに使われてしまったという計算になるわけです。今後における消費税率の引き上げには応じない立場で下水道事業を進めていくよう要望しておきます。

監査委員さんの意見との関連でお聞きしておきたいのですが、この使用料の確保は重要な課題であり、今後とも滞納整理には強い姿勢で臨まれたいとしておられるわけですけれども、この強い姿勢というのは、具体的にどういう内容を指しておられるのかお聞きしておきたいというふうに思います。

不用額の効率的な年度内の運用についてお聞きしました。執行部の不用額の活用の位置づけについては、基本的に理解するところですけれども、年度内の具体的な事業の活用も積極的に位置づけておいていただくよう要望しておきます。

本組合といわゆる消費税関与義務というのですか、そのかかわりといったことでお聞きしたわけですけれども、本組合事業は、お聞きすると全国的にも余り例が見られない両市の負担金で運営されているということで、はっきりした本組合が消費税関与義務団体かどうかといったいわゆる法的根拠ははっきりして

いない。したがって、還付金等については、税務署の判断を仰いで、案分でこれまできた形になっていたと。しかし、ここで一定の基準が設けられてきたという答弁だったかと思いますけれども、そうであれば、引き続き両市からの負担金団体ということをしっかり踏まえて研究していただいて、だれが聞いても納得のいく対応をしていただくよう要望しておきます。

公債費については、市民要望や環境問題の上からも欠かせない下水道事業であるわけですから、事業の萎縮につながらないよう、しかし市民要望にこたえた、しかもむだのない事業の進展につながるよう執行部の裁量を発揮して、指名参加も踏まえて対応していただくよう要望しておきます。

何点か再質問、よろしくお願いします。

○議長（田原教善君）　金子事務局次長、答弁。

○事務局次長（金子久夫君）　お答えいたします。

執行率の関係でございますが、景気対策等が繰り越し関係はなかった場合にはどのくらいかということだと思います。それにつきまして、歳入でございますが97.1％、歳出につきましては94.7％となると考えております。

以上です。

○議長（田原教善君）　次は、森田業務課長、答弁。

○業務課長（森田進一君）　それでは、再質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、会社あるいは生活困窮者等の中止という意味がちょっとわからないのですけれども、この中止というのは、下水道をとめると、要は水道で言えば、水道の給水停止行政処分というふうに理解するわけでございますけれども、下水道の場合は、中止あるいは強制的な下水をとめることは、今の現時点ではできません。要は生活的なものがございますので、水は下に流れるものでございますので、中止は現在のところやってございません。

それから、13年度の担税能力の数字というような形でございますけれども、13年度につきましては、不納欠損の事由につきまして、所在不明、あるいは死亡、あるいは会社倒産等という形で出してございますけれども、本年度14年度につきましては、記録等先ほど答弁申し上げましたもの、そういうものを重視しまして、それに基づきまして14年度作成したものでございまして、13年度の数字については、今手持ち資料はございません。

以上でございます。

○議長（田原教善君）　田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君）　ただいま監査委員さんの意見の中にございました滞納整理に対しますところの強い姿勢で臨まれたいということでございますが、こちらにつきまして監査委員さんからも監査の都度常々意見をいただいているところでございまして、特に使用料の関係につきましては、やはり使用している方々の事情があるわけでありますけれども、全体的なやはり公平、こういったようなものを十分図る必要がございます。先ほど収入の関係で、業務課長からもご答弁させていただきましたけれども、使ったものにつきまして、やはり使用料については適切に入れていただく、このために私ども職員も市の方に税関係のところでございますが、派遣をいたしまして、地方税法に準じまして徴収することに法令でなっておりますので、この法令に基づきまして対応をしてもらう、対応を望むというふうな内容で、これにつきまし

ては意見ということで記載がされている内容でございます。

○議長（田原教善君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時０５分

再開　午前１１時１５分

○議長（田原教善君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君）　１点ほど質問いたします。

決算書の30ページであります。委託料の処理場維持管理等業務委託料４億1,885万1,233円でありますが、この関係につきましては、行政報告書の26ページに、水処理センターの契約金額がまとめて３億2,970万円ということで、北坂戸及び石井の水処理センターの運営委託についての記載がされておりますが、この３億二千九百何がしの決算額につきましては、前年度対比でどのようになっているのか。また、節減の場合は、節減率についてはどのようになっているのか、金額が大きいものですから、質問させていただきます。

次に、同ページの30ページでございますが、水質汚泥分析業務委託料であります。1,300万ほどの決算がされておりますが、本件につきましては、行政報告書の26ページに水処理の水質のデータが記載してございます。この点について二つ申し上げます。一つには、ＣＯＤの関係につきましては、基準値の記載がないわけでございますが、調査の数値は出ておりますが、その基準値の目安について記載がないわけですが、その辺のところが一つと、もう一点は、ＢＯＤの関係であります。これは、北坂戸とそれから石井と特に指標となるＢＯＤについては、北坂戸については相当高い数字が出ております。20ppmに対して15、あるいは14.4と、このようになっておりますが、これは処理したその水質について、高濃度のものについてどうしてこのような数字なのか、その点をお尋ね申し上げます。

以上です。

○議長（田原教善君）　吉田水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（吉田文夫君）　ご答弁申し上げます。

運転管理業務委託の関係でございますけれども、前年比、13年度に比べまして14年度91％でございます。それと、水質の関係でございますけれども、ＣＯＤ、これマイナス棒が引いてありますけれども、これは基準がないということで、あくまで水質の尺度として、参考データという形でここに掲載させていただいているものでございます。

それと、ＢＯＤの関係でございますけれども、議員さんご存じのとおり、下水道組合の両処理場につきましては、活性汚泥法という、例えば河川でいう微生物です。ボルティケラとかアスピディスカ、また一般的にはツリガネムシと言えばわかるかと思うのですけれども、そのような微生物を扱っている関係で、どうしても自然環境で生活しているものですから、四季の水温変化とか流入下水の水質の変化、それらで

活動の状況が若干変動があるということでございます。このような関係で、季節の変わり目等には、活性汚泥の状況も変化しますので、そのような関係で、こういうばらつきといいますか、出たものと思われます。ちなみに、前年度、本年度、15年度の８月までの比較してみますと、平成13年度年平均でＢＯＤは９ppm、14年度がここに記載されております平均で9.8、15年度８月まででは、平均ですけれども7.3と。ですから、15年度はこの数値からすれば減っているという、そういう解釈ができるかと思います。

以上です。

○議長（田原教善君）　11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君）　１点目の処理場の運営関係につきましては91％ということで、比較しまして９％の減ということであります。大きな額でありますが、私もかねがねこの運営についての契約について、合理的かつ節減の方向で検討ということで来たのですが、９％の減額の理由について再質問させてもらいます。

第２点は、ＢＯＤの関係でありますが、この15あるいは14ということについての基準値以下というふうなことで示されておりますけれども、現在合併浄化槽についてはＢＯＤを10ppmということで、それを指標として行っている現在においては、やはり基準値であるからいいのだということではなくて、やはり関係する地元とすれば、10ppm以下に何か高級処理して放流するという努力が望まれるわけなのでありますが、そういう比較をしての見解でございます。これについてどんなふうにお考えなのか、その２点再質問させてもらいます。

○議長（田原教善君）　吉田水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（吉田文夫君）　お答えします。

９％減の関係でございますけれども、これは企業努力というような形で考えております。前年度３億6,000万、14年度３億2,900万でございまして、入札した結果の企業努力という形で考えております。事業内容については、内容は変わっておりません。

これに当たりましてご心配の向きというのは、安くなったために維持管理の不手際等が生じるのではないかというようなご心配、ご懸念を持ってのご質問かと思いますけれども、昭和48年当時、我々直営ということで処理場運転入りまして、そのメンバーもまだ大分残っておりますので、委託会社の指導等につきましては十分監視しておりますので、そのようなご懸念はないものと存じております。

それと、ＢＯＤ、合併浄化槽の関係が10ppmということでございますけれども、我々としてもこの20ppmの基準を下回ればいいということではございませんけれども、これも申し上げましたとおり、自然相手のものでございますので、我々も常に日常の試験から始まりまして、通日試験、あと年間の試験とかございますけれども、職員一丸となりまして、よい水を出すように努力しているわけでございます。努力した結果がこういうことで、まことに申しわけございませんけれども、今後とも鋭意努力してまいりますので、よろしくご理解のほど賜りたいと思います。

○議長（田原教善君）　ほかに。

２番、山中基充議員。

○２番（山中基充君）　２番、山中基充でございます。総括的な質疑になると思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

まず、使用料の収納率について、今回は今まで年三、四回だったのを12回程度に努力をされて、そして

収納率のアップを図られたということで、また90％の後半という収納率は、ご努力敬意を表するものですけれども、こちらの場合、坂戸、鶴ヶ島下水道組合としては、下水道だけの集金をしていると。普通の市では、水道と下水はほぼ一括して徴収をしているという。先ほどのペナルティーの問題もありましたけれども、そうなると、水道というとめられるものがあるので、その分収納率もアップ図られるというふうには伺っております。ただ、そういった状況下でもこれだけの数字を出しているということは、驚くべきことかなとも称賛させていただくところですけれども、県下におけるそういった別々の収納をしている状況についてお伺いをさせていただきます。

あと総括的に、今回入札によって工事請負をされたところで、入札の価格から、その後計画の変更があったのは何件ほどあって、その主立った原因についてお伺いをさせていただきます。

あともう一点、入札の際、今単価を基本的に積み上げるという、県から示された単価を積み上げて、それで積算をすると。そして、その上で入札価格を決めるということで、それを極端に安くすると、結局それを許した下水道組合で何か事故があったようなときに責任等が問われるということもあって、その単価ということ自体が大きな問題かなと私は思っています。これは、下水道組合として決められるものではないと思うのですけれども、今この県の単価の状況、この14年度の決算において安くなっていくのか、それとも高騰しているのか、そういった傾向についてお示しをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田原教善君）　森田業務課長、答弁。

○業務課長（森田進一君）　収納率につきましてと、あと水道事業への徴収委託というような状況はどうだという形で質問がございましたけれども、まず水道事業への委託状況、県内でございますけれども、調べた中では、63団体のうち52団体が水道事業の方へ委託しているというような状況でございまして、82.5％が委託している状況でございます。

続きまして、収納率でございますけれども、現時点につきましては収納率の向上につきまして、昭和57年６月から水道企業団と協定等を締結しまして、同時徴収あるいは一括徴収という形で実施しているところでございますけれども、合同徴収によりまして収納率が高くなっているというような理解のもとに、そのような状況になっておりまして、さらに使用者への訪問徴収、あるいは使用料の納付意欲が増すよう強く実施していきたいというふうに考えております。

今後未済の率につきましては、年度別に申し上げますと、最終収納率と申しますか、不納欠損が起き得るだろうという額が今現在手元にございますけれども、現時点では最終収納率は、５年間の時効がございますけれども、それにつきましては平成10年で98.97％、平成11年で99.35％、平成12年で99.56％、13年で99.47％、平成14年で99.23％の今現時点の最終収納率という形で数字はとらえております。ただ、５年間のまだ収納追跡調査がございますので、この収納率につきましてアップしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（田原教善君）　次、新井建設課長、答弁。

○建設課長（新井邦男君）　初めに、平成14年度の工事の契約の変更について内容を申し上げます。

行政報告書の21ページから23ページに記載してあります工事請負費の中で、変更契約の件数につきまし

ては12件ありますが、内容といたしましては、内容の変更のもの５件、これにつきましては工期の変更、延長は変わらず、法線のみが変わって、金額等の変更はない、その内容の変更につきましては５件であります。そして、金額の変更があるものにつきましては７件ありまして、内容につきましては、既設管の水道管、ガス管及びＮＴＴケーブル等が支障となったため、マンホールの位置の変更、また延長の変更、そして下水管の深さ等の変更が主な理由であります。

続きまして、工事費が下がったのではないかという件でありますが、労務費につきましては、主なものをこの３年で比較してみますと、社会情勢の反映もありまして、普通作業員では約1.5％、特殊作業員では約９％下がっております。また、主な材料費につきましては、この３年間を比較してみますと、塩ビ管で約14％、再生砕石、これにつきましても13％下がっておりまして、したがいまして全体工事費としても下がっている状況であります。

以上です。

○議長（田原教善君）　２番、山中基充議員。

○２番（山中基充君）　２番、山中です。再質疑を行わさせていただきます。そうしますと、およそ63団体中52団体が水道企業団、水道の方に委託をして徴収をしているということに関して、収納率のことに関しては、そうしていなくても当組合としてはかなり順調な収納率、順調というか100％を目指すべきですけれども、収納率のアップが図られていると。そうなると、先ほども坂戸市との人件費等のことで許可を受けながらやったということで、これを委託すると、人件費的には負担が軽くなるのではないかということで、その点についてのお考えだけお伺いをいたします。

あと、工事の変更については、昨年度も質疑させていただいて、この件に関しては、なかなか水道管というのは記録等が残っておらずに、ふっと見るとあったりして、それに対して対応を迫られているというふうなこともあるように伺っておりますけれども、入札というものの正しさというか、そういったものの確保のためにも、積算の段階から慎重にしていただきたいと、これは要望で結構でございます。

あと、工事請負というか、単価自体が減少傾向であるということは１点確認をさせていただきました。これもそれで結構でございます。

以上で２回目の質疑とさせていただきます。

○議長（田原教善君）　森田業務課長、答弁。

○業務課長（森田進一君）　先ほどですけれども、人件費が安くなるというような形でございますが、また委託すれば安くなるというような形で質問でございますけれども、これにつきましては坂戸市の方へ派遣したというのが相互派遣等でございます。それに対しまして、徴収人員につきましては変わってございません。それと委託に対しまして当然他の団体、あるいは民間等に委託する場合であっても、その事務量につきましては変わりませんので、今後委託等につきましては検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田原教善君）　ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（田原教善君）　討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第８号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（田原教善君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田原教善君）　日程第５、平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第１号）を定める件（議案第９号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利　仁君）　ただいま議題となっております議案第９号　平成15年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第１号）を定める件について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億320万円にしようとするものであります。

その主な内容を申し上げますと、まず歳出といたしまして、公共下水道事業費として平成15年２月の事業認可区域拡大に伴い、汚水面整備管の早期進捗を図るための委託料を措置するものであります。

次に、大谷川排水機場事業費といたしまして、大谷川排水機場の建設に際し、大谷川樋門の強制排水用門の補強工事を国土交通省へ委託するための所要の措置を講ずるものであります。

これら歳出に見合う財源として、繰越金及び坂戸市、鶴ヶ島市、川越市、日高市の流域４市の協議により坂戸市からの負担金を措置し、収支の均衡を図った次第であります。

次に、第２表、債務負担行為につきましては、大谷川樋門の強制排水用門の補強工事を平成17年度まで国土交通省へ委託するための債務負担行為を新たに設定するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田原教善君）　これより質疑に入ります。

７番、塘永真理人議員。

○７番（塘永真理人君）　款３事業費の関連で恐縮なのですが、平成15年第１回定例会の議事録に、西坂戸地域し尿処理施設の自家発電設置に関して、平成14年度調査設計を考えているといった答弁があるわけなのですけれども、これは15年度の誤りだと思いますけれども、いずれにしても、この自家発電装置の調査

設計、これ現在どのような状況になっているか、一応聞いておきたいと思います。

○**議長（田原教善君）**　杉田管理課長、答弁。

○**管理課長（杉田泰明君）**　お答え申し上げます。

ただいま下水道組合内部で慎重に検討しておるところでございまして、今年度発注予定でございます。

以上でございます。

○**議長（田原教善君）**　ほかに質疑はありませんか。

２番、山中基充議員。

○**２番（山中基充君）**　２番、山中基充でございます。１点確認の質疑をさせていただきます。公共下水道の事業費2,820万円のこの補正ですけれども、これは公共事業の計画決定のみが原因で、このほかの原因等はないのかということと、あと大谷川排水機場の事業費1,200万円の補正でございますけれども、これは国と当組合との負担割合はどんなようになっているのかということと、その根拠についてお伺いをいたします。

○**議長（田原教善君）**　新井建設課長、答弁。

○**建設課長（新井邦男君）**　答弁申し上げます。

補正額の2,820万円につきましては、平成15年２月14日、これは事業認可拡大をいたしまして、それに基づきまして来年度工事の早期発注に基づきましての設計業務委託であります。

続きまして、大谷川樋門補強工事の委託料の負担割合でありますが、大谷川樋門補強工事の負担については、流量比により算出されております。約９％が組合の負担となっております。内容を申し上げますと、樋門の受け持つ流量として、国は毎秒210トンであります。そして、ポンプ排水機場の強制排水量として、毎秒21トンであります。この流量比により負担割合を算出しております。なお、負担割合については、大谷川流域排水対策協議会で決定されております。

以上です。

○**議長（田原教善君）**　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○**議長（田原教善君）**　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○**議長（田原教善君）**　討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**議長（田原教善君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎一般質問

○議長（田原教善君）　日程第６、一般質問を行います。

通告者は３人であります。

なお、通告番号１番の小寺由香子議員より一般質問取下願が提出され、これを許可いたしましたので、ご報告いたします。

順次質問を許します。

２番、山中基充議員。

○２番（山中基充君）　２番、山中基充でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、当組合における私の一般質問を行わさせていただきます。

まず、１として、下水道組合としてのＩＳＯ14001と題して質問をさせていただきます。坂戸市は、平成14年の１月４日にＩＳＯ14001認証取得に向けてキックオフ宣言書、９月１日、坂戸市環境方針を公表し、全職員による環境に配慮した取り組みを宣言いたしました。この環境方針の趣旨にのっとり、ＩＳＯ14001認証取得に向けて全庁的な取り組みとして、11月１日より環境マネジメントマニュアルに沿った運用を開始し、平成15年３月14日付でＩＳＯ14001認証取得登録が完了しております。

この取得範囲は、本庁舎及び関連サイトということでございます。坂戸市と関連する当下水道組合のＩＳＯ14001の取得について、現在までの取り組みと今後の計画についてお伺いをいたします。

次に、２番目の質問として、下水道の日にちなんで。下水道の日は、著しくおくれた我が国の下水道の全国的な普及を図るため、全国下水道促進デーとして昭和36年に始まりました。現在の名称である下水道の日は、平成12年に旧下水道法が制定されてからちょうど100年目を迎えたことを契機として、下水道促進デーから変更したものです。９月10日の下水道の日にちなんだ組合としての取り組みについてと、日ごろの下水道への理解と関心を広げる取り組みについて伺います。

（１）として、下水道事業理解への啓蒙の取り組みについて。

（２）として、下水道の日での県の作品コンクールへの啓蒙など、当組合としての取り組みについてお伺いします。

（３）として、水処理センターの見学の推進と特に小中学校の見学の充実を図られたい。

質問をさせていただきます。

以上で１回目の質問といたします。

○議長（田原教善君）　田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君）　お答えをいたします。

まず、下水道組合といたしましてのＩＳＯの関係でございます。ただいま山中議員さんからお話しのとおり、坂戸市におきましては、平成15年３月14日にＩＳＯ14001の認証取得登録されたと承知をいたしております。なお、これもお話ございましたが、認証取得の範囲につきましては、本庁舎及びリサイクル推進室でございます。坂戸市の取得に対します基本的な姿勢につきましては、この認証取得につきましては、環境取り組みへのゴールではなくて、これがスタートであるというふうな位置づけであるというふうに私も承知をいたしております。

当組合といたしましては、認証取得の予定はございませんが、日々の実行といたしまして、坂戸市環境方針に基づきまして、環境に配慮いたしました事務事業の執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、下水道の日に関します３点につきましてお答えをいたします。まず、下水道事業理解への啓蒙の取り組みの関係でございます。この関係につきましては、下水道の日を広く理解していただくために、坂戸市、鶴ヶ島市の広報に下水道の日に関します記事を掲載していただきました。具体的な啓蒙活動を申し上げますと、庁舎、水処理センターへの横断幕並びにポスターの掲示、パンフレットの窓口配付、水処理センター施設見学会、それから職員によります公共下水道接続推進の各家庭への訪問説明、さらに今年度公共下水道布設予定の上広谷、関間地域の方々を対象にいたしました水洗便所改造相談所を開設し、説明等を行いました。また、石井水処理センターにおきましては、処理水を活用いたしました蛍観賞の夕べなども開催いたしまして、市民皆様の身近な施設、また下水となるように努めておるところでございます。

なお、今月10月１日からは、インターネットにおきましてもホームページを開設いたしまして、下水道につきましての紹介等を積極的にしてまいりたいというふうに考えております。

次に、下水道の日の作品コンクールの関係でございます。こちらにつきましても、ただいまご案内のように、下水道に対します理解と関心を一層深めていただきますとともに、やはり人々の生活基盤でございます下水道の促進を図るため、埼玉県におきましては下水道の日にちなみます標語、ポスター、書道の作品募集を行っております。また、社団法人でございますが、日本下水道協会におきましては、下水道の日「下水道いろいろコンクール」といたしまして、これまた絵画、ポスター、作文等の募集を行っております。当組合といたしましては、これらの募集をお知らせするために、坂戸市、鶴ヶ島市に依頼をいたしまして、市内の小中学校にこれらポスターの掲示をお願いしているところでございます。

最後でございますが、３番目でございますが、水処理センターの見学推進等の関係でございますが、こちらにつきましては、下水道の日に伴います水処理センターの施設見学会につきましては、毎年９月10日前後に２日間行っております。本年につきましては、９月10日水曜日、11日木曜日に行いました。石井水処理センターの施設開放を行いまして、見学会を実施いたしております。この内容といたしましては、水処理施設の案内、下水道ＰＲ用ビデオの場内におきましての上映並びに水質関係の展示等でございます。施設見学会の実施に当たりましての市民へのＰＲは、坂戸市、鶴ヶ島市の広報紙に掲載とあわせまして、両市役所並びに組合の窓口におきまして、パンフレット配付等によりましてご案内をさせていただきました。

また、小中学生の見学の関係でございますが、市内の小学生、主に４年生でございますが、学校の授業の一環と思われますけれども、施設見学が毎年４月から６月にかけまして多数ご来場いただいております。今後とも引き続きまして積極的に施設案内等進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（田原教善君）　２番、山中基充議員。

○２番（山中基充君）　２番、山中基充です。再質問を行わさせていただきます。

ＩＳＯ14001という取得については、このマニュアルをつくったり、その他監査を受けたりするのに多額のお金がかかっていくということもありまして、当組合の規模で坂戸市と同様のことをやるためには、予算的なことがかなりネックになるのかなというふうには理解をいたしております。

ただ、近隣市で、しかも構成市で行われたということであるならば、この趣旨を生かしたような取り組みということについては、素早く対応されるべきではないかなと。例えばＩＳＯを取得されたような市町村では、キッズＩＳＯというもので、子供たちにそういった環境家計簿的なことで、自分たちの環境のあり方とその数値の取り組み、数値のあらわし方等を勉強されたりとかされているようにもお伺いしておりますので、この組合としてＩＳＯというものは取得しなくても、そういった環境的な計画をつくって、それに沿って自分たちの監査になるのでしょうか、そういったものの進みぐあいというのか、そういったものも適宜公表すると。そのツールとして、今回ホームページというものもできましたので、そういうことを取り組まれるべきではないかなと思います。それについてのお考えをお伺いをさせていただきます。

続いて、下水道の日にちなんでということで、埼玉県の下水道公社が平成14年から16年度に作成している経営基盤確立の計画というものがございまして、その中の一つに、下水道の普及啓発に積極的に取り組むという中身がございます。その一つがインターネット等で下水道教室を行うとか、あと職員が行って下水道教室を行っていくとか、そういったものも出てきております。当市としてもホームページができておりますので、そういったものも積極的に掲載していただきながら、特に市町村長、教育委員会への働きかけによって、要は下水道施設の見学等の強化を行っていきたいというのが載っておりました。そういったものにこたえる、そういった上の県の流れもございますので、特に４年生になりますと、下水道の副読本等を見て下水道のことを勉強して、やっぱり実地見学というものを積極的に招致をしていただきたいなと。あと実施として、小学校４年生のどれぐらいの割合で実際に水処理場を見学に来られているかだけお示しいただいて、またそれに対する働きかけについてのお考えをお伺いをいたして、２回目の質問といたします。

○議長（田原教善君）　田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君）　まず、ＩＳＯの関係でありますが、環境問題につきましては、やはり日々の取り組みが一番大切だというふうに認識をいたしております。したがいまして、坂戸市で示されております環境方針に基づきまして、当組合といたしましても実践をしてまいりたいというふうに思っております。特に最近の取り組みでいきますと、節電の問題ですとか、それから再利用品の使用、これらにつきまして今後とも十分進めてまいりたいというふうに考えております。なお、これらにつきましてもホームページ等につきましても、紹介できるものにつきましては極力紹介するようにしてまいりたいというふうに考えております。

それから、施設見学の関係でありますけれども、平成15年度の状況を見てまいりますと、市内の小学生が既に７校の小学生、４年生でございますが、来場いただいております。人数的には７校で約でございますが、400人を超えております。430名ぐらいになろうと思いますが、来場いただいております。今後につきましても、施設につきましてはやはり直接見ていただくのが理解を深めることだというふうに思っておりますので、今後におきましても施設の開放につきましては積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田原教善君）　議員の皆さんにお諮りします。

あと１件一般質問がありますが、ここで続行しますか、それとも休憩とりますか。

〔「続行」の声〕

○議長（田原教善君）　了解。では、続行させていただきます。

では、次は３番、滑川光彌議員。

○３番（滑川光彌君）　３番、滑川でございますが、一般質問をさせていただきます。

一般質問の内容については、項目については、競争入札の適正化について、下水路の悪臭防止についてという２項であります。

１項の競争入札の適正化についてでございますが、（１）としまして、今年５月26日に行われました公共下水道築造工事の入札に18社が参加しました。このうち８社が最低制限価格１億1,760万で同一価格で入札しました。最終的にはくじ引きで決定しています。このくじ引きで決定されなければならない事態は、競争入札の趣旨から適切と考えられますか。

（２）でございますが、最低制限価格の事前公表は、一般に入札業者が不正に入札情報を入札元から取得するために、この防止策としていわゆる職員の不正防止策として行われていると言われています。当下水道組合の事前公表は、どのような理由から行っていますか。また、それが税を納める市民のためになっていますか。

（３）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる適正化法でありますが、に基づいて、その法律の施行令が平成13年２月に制定されました。この施行令では、最低制限価格制度から低入札価格調査制度に移行に努めるようにと求められています。

鶴ヶ島市では、平成13年８月、区画整理地内の調整池工事を低入札価格調査制度をもって入札を行いました。落札は、調査価格より66万7,000円低い１億1,200万で落札しました。工事は、平成14年に完成しました。今年９月９日、鶴ヶ島市議会決算特別委員会で、この工事に関する質疑で、担当区画整理事務所長から、検査など特に問題はなかったと回答されました。

当下水道組合として、この低入札価格調査制度の導入をいつの時点で行いますか。今まで導入されなかったのはどのような理由からですか。

２項でありますが、下水路の悪臭防止について。鶴ヶ島市脚折五丁目から一丁目に流れる飯盛川下水路支線は、上流地域が調整区域であり、多数の住宅が建てられ、その家庭雑排水が放流されています。特に冬になると、流れる水量が少なくなり、悪臭がひどく、水路周辺の住民は困惑をしています。これらについて伺います。

（１）、脚折町五丁目の下水路沿い住民から、悪臭防止のために越戸橋に水道を設置して、これ蛇口ですが、悪臭発生防止のために、この水道水を放流していただけないかとの要望がありました。この件について、鶴ヶ島市に昨年12月18日に文書で検討を依頼しました。この要望に下水道としてどのように対応されますか。

（２）、脚折町一丁目の下水路沿い住民から、他自治体では下水路にふたをし、その上を公園などに利用している例もあり、このような悪臭防止策をしていただけないかとの要望があります。これは、場所的には西入間警察署からその上流にさかのぼって関越道にぶつかるところでございますが、この要望にどのように対応されますか。

以上２件でございます。よろしくご回答お願いします。

○議長（田原教善君）　田中事務局長、答弁。

○事務局長（田中浅男君）　お答えいたします。

まず、入札の関係でございます。この中の１点目でございますが、落札者をくじによりまして決定したことについてでございますが、本件工事は、いわゆる条件付一般競争入札によりまして入札を行ったものでございます。落札者の決定に当たりましては、落札なるべき同額の入札者が２社以上、今回の場合８社でございましたが、この場合につきましては、地方自治法施行令第167条の９の規定によりまして、くじ引きの方法で落札者を決定することとなっておりまして、この規定に基づきまして行ったものでございます。

次の２でございますが、最低制限価格の事前公表の関係でございますが、こちらにつきましては、平成12年11月に施行されました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づきまして、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針が出されました。この指針に基づきまして、積算を度外視した低価格受注、いわゆるダンピング受注につきましては、建設業の健全性を阻害するとともに、特に疎漏工事、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、ひいては業界全体の衰退と経済の混乱を増幅いたしまして、市民生活にも大きな影響を及ぼしかねない問題も考えられるというふうに言われております。これらのことから、この対策といたしまして、低入札価格調査制度、または最低制限価格制度を適切に活用し、これらダンピング受注の排除を図るものというふうに指針でされております。

本組合におきましても、このような事態の発生を未然に防止するため、本指針で求められております方策のうち最低制限価格制度を適用しているところでございます。

また、最低制限価格制度の運用に当たりましては、入札、契約手続の透明性、公平性の向上を図り、入札時の不正を防ぐこと等を目的に、指名通知以降、組合庁舎内掲示板にて一般に事前公表しているところでございます。

今後につきましては、ホームページにもこれらを公表してまいりたいというふうに考えております。

次の３番目でございますが、低入札価格調査制度の導入の関係でございますが、ご指摘のとおり、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において、低入札価格調査制度への移行に努めることとされております。しかしながら、当組合におきましては、適切な調査を行うための職員の育成、職員の人数等、これら執行体制を総体的に考えてみますと、最低制限価格制度を採用しているところでございます。また、当組合の構成市でございます坂戸市、鶴ヶ島市の動向も今後注視しながら、公正、透明性を図り、入札参加者の真摯な見積もりによる競争が図られますよう、さらなる調査検討をしてまいりたいと考えております。

次に、下水路の関係でございますが、この関係につきましてお答え申し上げます。

まず、悪臭の要因といたしましては、ただいま議員さんからもお話がございました飯盛川都市下水路に流れ込みます生活排水等が原因と思われます。対策といたしましては、臭気等が発生しない環境づくりがまずもって必要なことであるというふうに思っております。組合といたしましては、公共下水道の整備を進めるとともに、処理区域内において公共下水道への接続替えを推進しているところであります。また、坂戸市、鶴ヶ島市におきましても、生活排水対策といたしまして、合併処理浄化槽の普及促進を図っていただいているところでございまして、生活者自身がやはり調理くず等を流さないことや洗剤を適正に使用

するなどの啓発を進めておりまして、水質保全に取り組んでおられます。

ご提言の水道水を放流し、希釈するという案でございますが、水道企業団に伺いますと、水道水につきましては飲料水が基本でありまして、河川に放流する目的ではかなり難しい点があるというふうに伺っております。仮に一般家庭の使用の水道管は、大体口径が13ミリから20ミリであるそうでありますけれども、このうち口径20ミリの水道管で10分間水道水を出したらどのくらい出るのかということで想定してみました。この結果でありますけれども、20ミリの口径の水道管につきましては、10分間で約１立米の水道水が放出されます。ちなみにただいまお話がございました越戸橋付近の飯盛川の水量を見ていきますと、10分間で約150立米の水量がございます。これらを比較していきますと、やはり希釈率といたしましても150対１といったような希釈率になるわけでございまして、希釈効果を上げるためには、相当量の水道水が必要になるものと考えられます。したがいまして、組合といたしましては、極力水が滞留しないような維持管理に努めてまいりたいと考えております。

また、合併浄化槽のより一層の普及を図るなど、家庭雑排水が直接放流されないように、鶴ヶ島市とも協議をしてまいりたいと存じております。

次に、下水の２番目でございますが、都市下水路にふたをかけるという件でございますが、都市下水路の施工に当たりまして、現況の河川等を改修いたしまして実施する場合がほとんどでございます。したがいまして、開渠を原則といたしているのが実情でございます。

ご質問の脚折町付近の都市下水路の構造につきましては、上幅で約7.9メートルございます。高さ的には約２メートルございまして、積みブロック構造であります。これにふたをして、上部を利用するということにつきましては、当初設計段階は想定しておりませんでして、現状では構造的には大変無理な問題がございます。これらを見てまいりますと、上部を利用するためには、やはり現在の都市下水路の構造等を大幅に変更する必要がございます。この場合、多額な費用を必要とするとともに、本件工事につきましては、国庫補助事業で建設をされておりますので、これら大幅な構造変更には補助金の適正化の問題もございまして、これらの問題につきましては非常に困難な問題であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（田原教善君）　３番、滑川光彌議員。

○３番（滑川光彌君）　再質問させていただきます。

競争入札の適正化についての（１）ですが、８社もくじ引きをするというのは、くじ引きすることは法律でそれはよいのですが、こういう状態の趣旨はよいのかという質問でありますので、回答とちょっと私の質問と若干違うのではないかと。やはりここにおいて、こんなにたくさんの会社が最低制限価格で入札するということ、要するに入札の原則というのは、やはり神の見えざる手だというふうに私は考えておりますので、少なくともこういう事態は異常事態ではないだろうかというふうに考えるのですが、いかがなものでしょうか。

それから、次に（２）ですが、事前公表ですが、これは先ほど説明されたように、この下の公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律の18条の指針に細かいことは出ておりまして、この法律そのものは情報の公開という問題があるのですが、そこで情報の公開について言われておるのは、有資格者名簿、指名基準、入札業者、指名業者、指名理由等がこれ主体なのです。そして、各発注者の工事の発注量や執行体

制の個別の状況を考慮しつつ、次の事項における公表もいいですよと、こう言っているわけです。機械的に言っているわけではないのです、これは。その中において、先ほど言いましたように、最低制限価格ですか、こういうことを言われておるわけです。機械的に66％ですか、３分の２、あるいは85％だから公表するのだということを言っているわけではない。そこを考えていただきたいと。こういうことを何も状況を考えなければ、ダンピングしたり、取りたいという人が、こういう先ほどの８業者になってしまうということだと思います。その辺のところを十分考えていただきたいということなのですが、この文書についてどのように理解しているかお伺いしたいと思います。

それから、３ですが、鶴ヶ島市もやったのですが、検査等特に問題ないと。検査等についてなのですが、当組合としては非常に検査をする人員もいないというようなことは、これはこの地方自治法においても理解しておるわけです。167条の何項ですか、ここにおいてもやはり検査、監督については外注を利用しなさいよという法律、施行令出ておるわけです。ですから、そういうのを踏まえて私は質問したわけでございます。

それと、この適正化法ですが、平成13年４月１日に施行されたのですが、これがまだ不十分であるというようなことで、14年の10月31日、この適正化法の推進についてということについて出ております。これは、国土交通大臣と財務大臣から、この法律を推進しなさいよというのが各省庁、県の方にも出ておると思うのですが、こちらに来られておるのでしょうか。それについてお伺いします。

それから、もう一つ、各地域では、この適正化法においていろいろな実施要領をつくられてやっておられるわけです。例えば大田原市、ご存じだと思うのですが、あそこでは大田原市建設工事低入札価格調査制度実施要綱というのをつくられまして、これ130万以上の工事については、この法律でやりなさいよというようなことが出ております。また、値段的なことはいろいろございますが、加古川市では130万と。それから、米沢市では200万とか、500万とか、県では1,000万というような制度ができておるのですが、こういう状態でございますので、この国土交通大臣と財務大臣から来られた文書、推進しなさいというようなことを言われておるのですが、どのように推進されておるのかお伺いします。

次に、２項ですが、下水路の悪臭防止ですが、上流から生活雑排水流れて、非常に臭いのです。それで、先ほど水道管は細いからだめだと言われますが、この越戸橋には、20センチ径以上の水道管が来ているのです。だから、一時的に流すことであって、その辺をこの悪臭を感じている方は言われたのではないだろうかというふうに思います。先ほどの回答では、この辺を見られておった回答かどうかお伺いします。

それから、悪臭防止に一番この地域人口余り少ないのですけれども、五丁目ですから、この雷電橋ですか、あの前後の堰の上に水たまりができてしまっているわけです。ですから、あれでは少しぐらい水を流してもだめだと思うのですが、あれ第３、第４堰だと思うのですが、高さが大体40センチから50センチぐらい堰なのですが、その上には堰をつくって、そこにたまりができてしまったというようなことで、それもやっぱり堰を詰めれば、この悪臭もなくなるのではないかというふうに思うのですが、その辺の検討をされておるのかどうかお伺いします。

それから、（２）でございますが、このふたなのですが、西入間警察署から関越道のところまで非常に下水道組合がうまいことやりまして、工夫されまして、あの中にはU字溝、１メーター間のU字溝の川が流れておるわけです。それで、U字溝の上にふたをすれば、これは浸水橋と同じような浸水ふたですか、

お水が出ても流れないというようなことも考えられるのではないだろうかということで、これは上の方はちょっと問題、基準がありますから、先ほどの回答と同じでございますので、下の方です。１メーターですね、あれは大体、U字溝は。それをふたをすれば、いろいろな問題もないというふうに思うのですが。最近関間から流れてくる要するに生活雑排水なのです、あそこは非常に。上からも来るのですが……

〔議員の声〕

○**３番（滑川光彌君）**　関間あたりから来るのが合流されまして、非常に大きな汚水となっておるわけです。ですから、その辺のところを考えて、やはり汚水対策、悪臭対策をされてはいかがかと、こういうように思うのですが、それについて回答いただきます。

以上です。

○**議長（田原教善君）**　田中事務局長、答弁。

○**事務局長（田中浅男君）**　入札の関係でございますけれども、先ほど８社でのくじ引きはというお話ございました。やはり最低制限価格、入札そのもの、設計、応札者の見積もり、いろいろな要因があろうかと思います。この関係につきましては、先ほど申し上げましたけれども、やはりこれは受注意欲のあらわれであろうというふうに思っております。やはりその受注の意欲を高めていただくということは、これは入札上で必要な絶対的条件であるというふうに私も認識をいたしておりますが、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、やはり採算を度外視した入札は、先ほど申し上げたようなことが起こりかねないというふうなことから、最低制限価格を設けておるわけでございまして、この状況によりまして、ただいまのような結果が発生したというふうに思っております。

それから、検査制度の問題等でございますが、やはり今議員さんお話しのように、地方自治法はたしか昭和40年代の後半だというふうに記憶いたしておりますが、監督と検査部門につきましては、地方自治法で別の職員が当たらなければならないというふうに法律で規定をされる、改正されたのが40年代の終わりというふうに思います。したがいまして、やはり検査をする部門と、それから工事の監督をする部門、これやはり分けて、適正な履行の確保を図るといったような趣旨だというふうに理解をいたしておりまして、当下水道組合でも検査部門と、それからその工事の監督に当たる職員につきましては分けまして、工事の適正な履行の確保、確認を行うように努めております。

また、その検査につきましても外部の者に委託できるということも法律的には可能でございます。これらにつきましても特殊な大きい工事につきましては、工事の監理、それから監督等につきましても、現に委託で行っている工事もございます。工事の内容等によりまして、今後におきましても適切な工事の履行が図れますように対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、低入札価格調査制度の関係でございまして、ただいま議員さんお話しのように、これらにつきましては各指針で示されておりまして、それにつきましては私どもも承知をいたしております。この低入札価格調査制度への取り組みの関係につきましては、先ほどご答弁させていただきました内容でございまして、今後におきましても入札制度、それから入札の執行、これらにつきまして適正な価格でやはり適正な工事が施工できるということが目的でございますので、そのための入札制度につきましては、いろいろな状況をよく調べながら、適正な方法で執行してまいるように今後とも努力してまいりたいというふうに思っております。

それから、都市下水路の関係でございます。先ほど水道管200ミリがそこにあるということのお話いただきました。直接的には私もそれは承知しておりませんでしたが、いずれにいたしましても水道水を希釈水として利用することにつきましては、先ほども申し上げましたような事情がございます。

それから、先ほど議員さんのお話でございました堰があって、そこで水が滞留しているのではないかというお話でございます。実は都市下水路の場合につきましては、余り流速が早くなりますと河床の洗掘につながるといったようなことから落差工を設けておりまして、一定の勾配になるように、実は河床を決めさせていただいております。余り早い流速では、先ほど申しましたような維持管理上の問題がある。そして、遅過ぎますと、水がそこに堆積いたしまして、水の腐敗を発生するということがあるわけでございます。したがいまして、現地もこれからよく調査させていただきますが、今のような落差工のところで洗掘されたことによって水が滞留しているといったような場合につきましては、そのようなことがないように河床防護をする等、今後とも現地を見ながら、水の流れにつきまして十分な管理をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、西入間署上流部分のいわゆる二重構造といいましょうか、水路の中にU字溝を入れた形のところでありますが、このU字溝にふたはできないかというお話でございますが、このところにふたをするということにつきましては、構造上的には物理的には可能だと思います。しかし、都市下水路でございまして、雨が降ったときにつきましては、ご案内のように、現在の飯盛川につきましても相当の水量があります。そこにかけましたふたが流出をしたり、それからある一定のところに堆積いたしますと、今後は溢水といったようなことも十分心配されます。このようなことから、下水道組合といたしましての今の下水道の管理からいたしまして、その中に構造物の中にふたをしていくことにつきましては、ただいま申し上げました理由から、大変難しい問題というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田原教善君）　３番、滑川光彌議員。

○３番（滑川光彌君）　最低制限価格でやられたと。ここに価格調査制度という出てきたのが大きな問題は、先ほどダンピング防止だというふうに言われましたのですが、この適正化法においてはそれも一つの方法なのですが、対策方法なのですが、技術の進歩、これが非常に最近大きいですよということで、最低制限価格ではたえられませんよというような指針が書いてあると思うのですが、この辺を理解してやっていただければいいのではないかというように思いますので、要望する次第でございます。

以上でございます。

○議長（田原教善君）　以上をもって一般質問を終結いたします。

◇

◎議長のあいさつ

○議長（田原教善君）　以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。長時間にわたりまして議員の皆様、慎重にご審議をいただきまして、ちょっと昼休みに入ってしまいましたが、無事終了することができました。まことの

ありがたく御礼を申し上げます。

なお、まだ季節がちょうど変わり目なものですし、それから私ども研修が16、17日と控えておりますので、どうか議員の皆様は体調を万全に整えていただいて、よい研修ができるように願っております。

以上をもちまして、私のあいさつを終わります。本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

◇

◎管理者のあいさつ

○議長（田原教善君）　管理者からごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利　仁君）　議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御礼のごあいさつを申し上げさせていただきます。

本議会におきましてご提案申し上げました議案２件につきましては、いずれも原案どおりの認定、ご可決、ありがたいご決定を賜った次第でございます。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、質疑、またご質問の過程の中におきまして、それぞれ議員から貴重なご示唆、ご提言を賜ったわけであります。私どもは今後とも議会の意を最大限に尊重させていただきまして、この下水道組合の安定的な、また施設の管理はもとよりのこと、下水道の普及促進に向けて万全の体制の中で進めていく決意でございますので、変わらざるご指導を賜りますようにお願いを申し上げる次第でございます。

過ごしやすい時期になりましたけれども、朝晩は冷え込みもまた増してくるかと思います。どうぞご自愛いただきまして、今後ともそれぞれご活躍賜りますように心からご祈念申し上げ、御礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告　（午後　零時２０分）

○議長（田原教善君）　これをもちまして平成15年９月第３回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。ありがとうございました。

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成１５年　　月　　日

議　　長　　田　　原　　教　　善

署　名　議　員　　榊　　原　　京　　子

署　名　議　員　　高　　橋　　信　　次